特定非営利活動法人名取市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人名取市スポーツ協会(以下「協会」という。)という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を宮城県名取市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、スポーツの振興及び健康増進に関する活動を行い、快適なスポーツ環境を提供することにより、スポーツを核としたコミュニティーの促進、豊かな高齢社会の創造、青少年の健全育成等を図り、もって明るく豊かで活力に満ちた市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
 - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (4) 社会教育の推進を図る活動
 - (5) まちづくりの推進を図る活動
 - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 協会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を

行う。

- (1) 各種スポーツ事業の企画運営
- (2) 学校区スポーツクラブ、スポーツサークルその他団体の創設支援
- (3) スポーツ施設等の環境整備
- (4) スポーツに関する調査、研究及び普及活動
- (5) 名取市民体育館その他の施設の管理運営事業又は維持管理業務
- (6) スポーツに関する功労者等の表彰事業
- (7) 指導者又は講師の派遣事業
- (8) その他協会の目的達成のため必要な事業
- 2 協会は、前項の規定にかかわらず、次のその他の事業を行うことができる。
 - (1) スポーツ用品等の販売及び貸与事業
 - (2) 前号に定めるもののほか、その他の事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、利益が生じたときは、それを同項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 協会の目的に賛同し入会し、協会の活動を推進する個人及び団体
 - (2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、その活動を支援するため入会した個人、団体及び法人
 - (3) 活動会員 協会が運営する各種事業に協力するボランティア及び各種事業 に参加する個人
- 2 前項第1号に定める団体から選出された2人以内の者については、次条第2項

及び第8条の規定にかかわらず、正会員とみなす。

(入会)

- 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 - (1) 協会が行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること。
 - (2) 協会が目的を達成するための見識を備えていること。
 - (3) 個人の利益のためではなく、組織や社会のために活動を行えること。
- 2 会員として入会しようとするものは、特定非営利活動法人名取市スポーツ協会 会長(以下「会長」という。)が別に定める入会申込書により、会長に申し込む ものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を もって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は、入会後、入会申込書の記載事項について変更が生じた場合には、速や かに、会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が消滅したとき。
 - (3) 協会が定めた期限までに会費を納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会するこ

とができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 法令若しくは定款又は理事会の議決を経て、会長が別に定めるものに違反したとき。
 - (2) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたとき。 (拠出金品の不返還)
- 第12条 既に納入された入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 協会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 10人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 協会の理事に次の役職を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人以上
 - (3) 理事長 1人
 - (4) 副理事長 1人以上

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とし理事会において選任する。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の 親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。
- 2 会長以外の理事は、協会の業務について、協会を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長があらかじめ指名した順序により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、専門委員会を統括し、協会の運営全般について掌理する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ指名した順序により、理事 長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、協会の 業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 協会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、協会の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ を総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくは協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらす、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末 日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は 現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、 遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会の議決により、これ を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会 を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 (報酬等)
- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。 (顧問及び参与)
- 第20条 協会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、第5条第1項に掲げる事業推進のための重要な事項について、会長及

び理事会の諮問に応じ、必要な助言を行う。

4 参与は、第5条第1項に掲げる事業推進のための重要な事項について、会長及 び理事会の諮問に応じる。

(事務局及び職員)

- 第 21 条 協会に事務を処理するため事務局を設置し、事務局長その他の職員を置 く。
- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(以下「書面等」という。)をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。 (招集)
- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その 日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 等をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 (定足数)
- 第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知 した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ、出席した正会員の 2分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知していない事項につい ても議決事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該 提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任 することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第1項及び第2項、次条 第1項第2号並びに第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加 わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければな らない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署

名、押印しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、 次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書 面等をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

- 第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知していない事項についても議決事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(表決権等)

- 第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用について は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加 わることができない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ ならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面等表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が 署名、押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

- 第41条 協会には、理事会の議決を経て、第5条第1項に掲げる事業を遂行する ため各種専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 協会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とすする。

(資産の管理)

第44条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分)

第46条 協会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及 びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 協会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決 を経なければならない。

(暫定予算)

- 第48条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、前条の規定にかかわらず、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けること

ができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既 定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第51条 協会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録その他決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 (事業年度)
- 第52条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (臨機の措置)
- 第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第54条 協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を 変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第55条 協会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の 承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 協会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、解散の時点の総会 において議決承認されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第57条 協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 協会の公告は、官報に掲載するとともに、協会の掲示場に掲示して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、協会の 主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 専決処分

(専決処分)

第59条 会長は、理事会を開催するいとまがないと認めるとき及び第33条各号に 定める事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。ただ し、この場合には、事後の理事会に報告しなければならない。

第12章 雜則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、協会の成立の日から施行する。
- 2 協会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる 額とする。
 - (1) 正 会 員 入会金 10,000 円 (個人) 20,000 円 (団体)会 費 年 額 5,000 円 (個人) 1 口 5,000 円以上で 2 口以上 (団体)

- (2) 賛助会員 入会金 0円会 費 年 額 5,000円(個人) 1口5,000円以上で2口以上(団体)
- (3) 活動会員 入会金 0円 会 費 年 額 1,000円(個人)
- 3 協会の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別 紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、協 会の成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 協会の設立当初の事業計画及び収支予算は,第47条の規定にかかわらず,設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 協会の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 協会の設立後最初の理事会は、第35条第1項の規定にかかわらず設立代表者 が召集するものとする。
- 7 協会の設立当初の理事の役職については、第13条第2項及び第14条第2項 の規定にかかわらず、設立後最初の理事会において選任することとし、それまで は理事全員が協会を代表するものとする。

附則

1 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

附則

1 この定款は、平成30年6月9日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。ただし、題名、第 1 条及び第 7 条第 2 項の改正規定並びに次項中改正後の特定非営利活動法人名取 市スポーツ協会定款に関する部分は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)

- 2 この定款による改正前の特定非営利活動法人名取市体育協会定款(以下「旧定款」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この定款による改正後の特定非営利活動法人名取市スポーツ協会定款(以下「新定款」という。)中これに相当する規定がある場合には、新定款の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 当分の間、新定款第 24 条第 4 号中「活動予算」とあるのは旧定款第 24 条第 4 号中「収支予算」と、新定款第 24 条第 5 号中「活動決算」とあるのは旧定款第 24 条第 5 号中「収支決算」と、新定款第 24 条第 8 号及び第 42 条中「収益」と あるのは旧定款第 24 条第 8 号及び 42 条中「収入」と、新定款第 47 条中「活動 予算」とあるのは旧定款第 47 条中「収支予算」と、新定款第 48 条第 1 項中「収益費用を講じる」とあるのは旧定款第 48 条第 1 項中「収入及び支出する」と、 新定款第 48 条第 2 項中「収益費用」とあるのは旧定款第 48 条第 2 項中「収入支出」と、新定款第 51 条第 1 項中「収入支出」と、新定款第 51 条第 1 項中「水入支出」と、新定款第 51 条第 1 項中「水入支出」と、新定款第 51 条第 1 項中「活動計算書」とあるのは旧定款第 51 条第 1 項中「収支計算書」と読み替えるものとする。

附則

1 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。